福岡市 屋外広告物の手びき

【路上違反広告物追放登録員(市民ボランティア)制度】



令和3年4月

福岡市住宅都市局都市景観室



| 路上違反広告物追放登録員制度とは | P1 |
|---------------------|-----|
| 簡易除却できる広告物の判断方法 | P2 |
| 簡易除却の活動の手順 | P4 |
| 推進団体の認定を受ける手順 | Р6 |
| Q&A | Р8 |
| 資料編 | |
| 福岡市路上違反広告物追放登録員設置要綱 | P10 |
| 様式集 | P13 |
| 屋外広告物法(抜粋) | P24 |

みなさん、ご存知ですか?

みなさんが街に出かけた時などに目にするお店の看板や建物の名称、イベントのポスターや 商品ののぼりなどは全て「屋外広告物」に該当します。

福岡市では、この屋外広告物を表示する際のルールを定め、美しい街並みや歩行者等への安全確保に努めています。

こんな光景、よく見かけませんか?

そのルールのひとつに、はり紙やはり札などを貼ってはいけないもの(禁止物件)を定めています。

電柱やガードレール、街路樹などがその禁止物件に該当しますが、街中を見回すと無秩序に 貼られたポスターや針金などで簡単に街路樹にくくりつけられた立看板などを目にします。

こういったルール違反の広告物を「路上違反広告物」と言い、街の美観を損なうだけでなく、 車両や歩行者の死角を作り事故を誘発したり、看板を取り付けた針金等で怪我をするといった 危険性も高まります。

勝手に剥がすことはできません!

しかし、これらの「路上違反広告物」は、道路上にポイ捨てされているゴミなどとは違い 所有者がいるため、権限なく勝手に剥がしたり、捨てたりすることはできません。

そこで、簡易除却(※)の権限を有する福岡市長は、屋外広告物法に基づき、市の職員や委託業者により撤去作業を行うとともに、路上違反広告物を表示した業者や団体に対して注意喚起等を行っています。

※簡易除却とは、違反している広告物が、はり紙、はり札等の簡易な広告物の場合、所有者がわかっていても、除却が認められていることです。

住み良い環境は自分たちの手で守る!

しかし、行政の取り組みだけでは市内全域の住み良い環境を維持することはできません。 そこで福岡市は、市民のみなさんと行政が一体となって違反広告物を撤去し「違反広告物の ないまちづくり」、「違反広告物を許さないまちづくり」を進めるために、「路上違反広告物 追放登録員制度(市民ボランティア制度)」を定めています。

この制度は市民の方々に簡易除去できる権限を委任し、活動していただける制度です。

「自分たちの暮らす街は、自分たちの手で住み良い環境にしたい!」と熱意あふれる思いを 持っていらっしゃるみなさんの積極的なご参加をおまちしております。 市民ボランティアさんに行っていただく簡易除却は、法律や条例等に 簡易除却が可能かどうか、このフロー図を(見開き2ページを左から右 ご連絡ください。

【広告物の種類】

それは、はり紙、はり札、立看板の いずれかですか?

はい

【設置場所】

それは除却対象の場所 (広告禁止物件)に表示・設置 されていますか?

簡易除却の対象は次の3種類です



はり紙

電柱や壁などにのりやテープ、接着剤 などで直接貼り付けられたチラシやポ スター類

はり札

段ボール、ベニヤ板などに貼られ補強されたチラシやポスター類。 ひもや針金で電柱などに取り付けられていることが多い





立看板

木・金属などの枠組み に、紙・布・ビニール を貼り、電柱や街路樹 などに立て掛け設置さ れているもの

上記以外のものは除却できません

(例)

- のぼり旗
- ・置き看板
- 電柱巻付広告

広告を表示することが禁止されている物件は次のとおりです

- 電柱、街灯柱、信号機
- 街路樹
- 道路標識
- 歩道柵(ガードレール)
- 歩道橋
- 橋梁 (欄干など)
- ・公衆電話ボックス
- 公衆便所
- 郵便ポスト
- 消火栓、火災報知器

など



下記の物件及び場所に表示されているものは除却できません

- (例)・民有地(店舗や民家)の壁や柵に貼り 出したり立て掛けられているもの
 - ・広告物の広告主の店舗等の前の道路に 設置されたもの
 - ・ 電話ボックス内に貼られたもの

P2

は

しし

より除却できるものや除却に際して確認が必要なものが定められています。 に)ご参照ください。判断がつかない場合は、除却せず、都市景観室に

【広告主】

【広告内容】

それは「特別に表示することを認められている広告主」以外の広告主が 表示していますか?

はい

それは「特別に表示することを認められている広告内容」以外の内容が表示されていますか?

はい

特別に表示することを認められている 広告主には次のものがあります

- ・国、県、市、警察などの公共団体または公共的団体※
- ※福岡市では条例施行規則で
 - 日本赤十字社
 - 独立行政法人都市再生機構
 - ・福岡市住宅供給公社及び福岡県住宅供給公社
 - 福岡北九州高速道路公社

を公共的団体と定めています

〇〇株式会社、公益財団法人〇〇協会 等 が広告主の場合は、簡易除却の対象です。 特別に表示することを認められている広 告内容には次のものがあります

- 選挙運動のための広告物
- ・災害や事故対応、道路工事等のため に表示しているもの。
- ・禁止物件の所有者が管理の必要に基 づき表示している広告物

上記条件に該当しない項目が1つでもあれば、たとえ違法性がある広告物であったとしても

除却できません

電柱巻付看板



のぼり旗



置き看板

選挙運動





区役所が表示した はり札





簡易除却可能

簡易除却の活動は、法律に基づき行政の権限を一部委任して実施していただくものと

準備

除却

- ①推進団体として登録が必要です。 P6~7
- ②簡易除却活動のルール等を必ず確認してください。

除却活動中は次のことに注意してください!

- ①必ず2名以上で活動してください。
- ②認定の際に届けていた活動範囲で活動してください。
- ③活動範囲外で活動する場合は、事前に「様式第9号 路上違反 広告物除却活動連絡書」P20を都市景観室に提出してください。
- ④活動の際は身分証書を携行し、腕章を身に付けてください。
- ⑤安全確保のためビブスの着用をお願いします。
- ⑥簡易除却の対象外の広告物は絶対に除却しないでください。
- ⑦針金、ヒモなどの取り残しがないように気をつけてください。
- ⑧剥離剤を使用するなど、剥がした跡がきれいになるようご協力ください。
- ⑨車や自転車、通行人に十分ご注意ください。
- ⑩活動中にトラブルに巻き込まれた場合は、除却活動を中止し速やかに都市景観室へご連絡ください。

★保険について★

福岡市では、市民ボランティアのみなさんが安心して除却活動を 行っていただけるよう、市民ボランティアのみなさん全員を対象 に、傷害保険と賠償責任保険に加入します。

(保険料は福岡市が負担します。)

活動中にケガをしたり、通行人等にケガを負わせたりした場合は、速やかに都市景観室にご連絡ください。

(様式第10号 事故発生報告書 P21の提出)

除却終了

簡易除却した広告物は、すぐに捨てないでください!

- ①「はり紙」は、枚数を確認したら、廃棄できます。
- ②「はり札」「立看板」は、市が委託した業者が回収します。



なりますので、ルールや手順を守って行っていただきますようお願いいたします。



- ○除却した広告物は業者が回収するまで、指定の保管場所 に一時保管をお願いします。 活動した月の翌月に業者が回収に伺います。
 - ※「指定の保管場所」は団体認定申請の際に「様式第1号 路上違反広告物追放推進団体認定申請書(新規・継続)」 P13に記入した、保管場所のことです。
 - ※所有者が都市景観室へ返却を求めた場合は、代表者の方に ご連絡いたします。

簡易除却した広告物は、必ず報告してください!

〇代表者の方は、月間の簡易除却活動の実績を、その翌月 の10日までに、「様式第11号路上違反広告物除却完了 報告書」P22~23に記録し、都市景観室にご報告ください。 (郵送、FAX、電子メールでも可)

都市景観室による後続作業



○提出いただいた、「様式第11号 路上違反広告物除却 完了報告書」をもとに、日程を調整し市の委託業者が 保管場所まで回収に伺います。

「はり札」「立看板」は、 必ず公示を行う必要があります!

- ①回収したものを取りまとめ、所有者に除却した旨を 伝えるために「公示」という手続きを行います。
- ②所有者が返却を求めた場合は、指導したうえで誓約書を徴し返却します。
- ③所有者から連絡等がなければ、廃棄を行います。

市民ボランティアとして活動するためには、福岡市路上違反広告物追放推進団体

(1) 認定手続き

認定を受ける方法は、次のとおりです。申請は、いつでも受け付けています。

- ※初めて認定された推進団体には、活動の手順等を知っていただくために、講習会を 実施させていただきます。
- ※登録員が交代された場合など、必要に応じて講習会を実施することもできますので、 都市景観室にお問い合わせください。

(2) 認定要件

認定を受ける場合は、次の要件を満たしていただく必要があります。

- ①登録員2名以上で構成している団体であること
- ②登録員は、18才以上で、市内に居住又は勤務・通学している方

(3) 認定期間

認定期間は、登録認定日の翌々年の6月末とします。 認定期間終了後もご協力いただける場合は、期間の更新を行うことができます。 手順は「(1)認定手続き」と同じです。

(4) 申請書類

- ①様式第1号 路上違反広告物追放推進団体認定申請書(新規)P13
- ②様式第2号 登録員名簿 P14

(以下「推進団体」) の認定を受ける必要があります。

(5) 認定を受けた際に交付されるもの

- ①「路上違反広告物追放推進団体認定書」(各団体に1通) P15
- ②登録員証明書(登録員一人につき1枚)
- ③腕章、ビブス(登録員の人数分)
- ④除却用具(軍手、ヘラ等) ※消耗した際は、再度差し上げますのでお申し出ください。

(6) 認定後の認定内容に変更が生じたとき

変更内容等に応じて、次の書類を都市景観室へご提出ください。

| ①団体の代表者、 活動内容の変更 | 様式第4号 | 路上違反広告物追放推進団体変更届 |
|---------------------|----------------|---------------------------|
| ②登録員の増減 | 様式第4号 様式第2号 | 路上違反広告物追放推進団体変更届 登録員名簿 |
| ③団体の解散、活動の廃止 | 様式第5号 | 路上違反広告物追放推進団体廃止届 |
| ④登録員書を紛失したとき | 様式第8号 | 登録員証再交付申請書 |

各申請書様式は、P13~P23に記載していますが、本市のホームページから ダウンロードもできます。

福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/

福岡市路上違反広告物追放登録員

検索

- (1) 認定について
 - Q1 申請期限はありますか?
 - A1 ありません。推進団体認定の申請はいつでも受け付けています。
 - Q2 活動する地域が複数の区をまたいでも良いですか?
 - A2 活動地域が複数の区をまたぐことも可能ですが、活動地域を把握する必要がありますので、「市内一円」では認定することはできません。
 - Q3 団体でなく個人で認定を受け活動はできませんか?
 - A3 安全上の理由等により、団体での認定に限らせていただきます。 活動される時にも、必ず複数人で行動していただきますようお願いいたします。
- (2) 活動について
 - Q4 道路上の「のぼり旗」「置き看板」は簡易除却していいですか?
 - A4 「のぼり旗」は法律上は簡易除却の対象ですが、多くは店舗の前に設置してあり、「管理されずに放置されているもの」とは、断定しがたいものもあります。また、通常コンクリートなどの土台に立てられており、旗の部分だけ引き抜いて持ち去ってしまうと、路上に土台だけが残り、歩行者にとって非常に危険な状態になってしまうため、簡易除却はしないでください。

「置き看板」については、道路を管理している部署が、その業者を指導し撤去させます。道路交通に危険を及ぼしている状況等を発見されましたら、区役所維持管理課等、道路を管理している部署にお知らせ下さい。

- Q5 活動日ではないが、違法広告物をみつけた。簡易除却できますか?
- A5 個人で、活動地域及び活動日以外での簡易除却は行わないでください。団体として 臨時的に活動を行う場合は、「様式第9号 路上違反広告物除却活動連絡書」P20にて、 事前に都市景観室までご連絡下さい。
- (3) その他
 - Q6 区役所の窓口はどこですか?
 - A6 平成28年4月から、路上違反広告物追放登録員(市民ボランティア)の受付をはじめ、屋外広告物に関するすべての窓口を都市景観室に変更しています。区役所では対応できませんのでご了承ください。

| ①福岡市路上) | 違反広告物追放登録員設置要綱 | ···P1C |
|---------------|-------------------------------|--------|
| ②様式集 様式第1号 | 路上違反広告物追放推進団体認定申請書 (新規・継続) | ···P13 |
| 様式第2号 | 登録員名簿 | ···P14 |
| 様式第3号 | 路上違反広告物追放推進団体認定書 | ···P15 |
| 様式第4号 | 路上違反広告物追放推進団体変更届 | ···P16 |
| 様式第5号 | 路上違反広告物追放推進団体廃止届 | …P17 |
| 様式第6号 | 登録員証明書 | ···P18 |
| 様式第7号 | (腕章) | ···P18 |
| 様式第8号 | 登録員証再交付申請書 | ···P19 |
| 様式第9号 | 路上違反広告物除却活動連絡書 | P2C |
| 様式第10号 | 事故発生報告書 | ···P21 |
| 様式第11号 | 3 路上違反広告物除却完了報告書 | ···P22 |
| ③屋外広告物》 | 法(抜粋) | ···P24 |

福岡市路上違反広告物追放登録員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外広告物法第7条第4項の規定に基づく簡易除却を行う福岡市路上違反広告物追放推進団体(以下「推進団体」という。)の認定及び活動について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)路上違反広告物 福岡市屋外広告物条例(以下「条例」という。)の規定に違反し市内 の道路法上の道路に掲出されたはり紙、はり札、及び立看板をいう。
- (2) 簡易除却 屋外広告物法第7条第4項に基づく除却措置をいう。
- (3) 推進団体 市長から簡易除却を実施するボランティア団体として登録された団体をいう。
- (4)福岡市路上違反広告物追放登録員(以下「登録員」という) 市長から簡易除却の権限の委任を受けた者をいう。

(推進団体の募集)

第3条 市長は、地域住民と一体となって路上違反広告物の追放を推進するために、推進団体を募集し、適当であると認めたものを、推進団体として認定するものとする。

(認定する団体の要件)

第4条 前条の規定により認定する団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1)登録員2名以上で構成している団体であること。
- (2)路上違反広告物の簡易除却を市と共働して行い、路上違反広告物の適正化を推進できる団体であること。

(推進団体の申請)

第5条 第3条の認定を受けようとする団体は、路上違反広告物追放推進団体認定申請書(新規) (様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書等を添付しなければならない。
- (1) 登録員になろうとする者の名簿(様式第2号)(以下「名簿」という。)
- (2) その他、市長が必要と認めて指示した書類

(推進団体の認定等)

第6条 市長は、推進団体を認定したときは、路上違反広告物推進団体認定書(様式第3号) (以下「認定書」という。)を代表者に交付する。

2 推進団体の認定期間は、登録認定日の翌々年の6月末とする。

ただし、市長が必要と認める場合には更新することができる。

- 3 推進団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに路上違反広告物 追放推進団体認定申請書(継続)(様式第1号)及び名簿(様式第2号)を市長に提出するも のとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、認定の更新について準用する。

(認定内容の変更)

第7条 推進団体は、第5条第1項に規定する申請書及び同条第2項に規定する添付書類 (以下「申請書等」という。)に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに路上違反広 告物追放推進団体認定申請書(変更)(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(認定の廃止)

第8条 推進団体が解散若しくはその活動を中止するときは、速やかに路上違反広告物推進団体廃止届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1)推進団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (2) 当該団体の登録員が登録員としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) 推進団体が、第4条各号に該当しなくなったとき。

(登録員への委任)

第10条 市長は、第5条第2項の規定により提出された名簿に記載された者のうち、次の各号の要件を満たす者を、登録員として委任するものとする。

- (1)満18歳以上の者
- (2) 市内に居住し又は勤務、通学している者
- 2 登録員の任期は、推進団体の認定期間とする。
- 3 市長は、前項の規定により登録員を委任したときは、登録員証明書(様式第6号)及び腕章(様式第7号)を交付する。
- 4 登録員は、前項の規定による登録員証明書を紛失や汚損したときは、再交付申請書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(登録員の解任)

第11条 市長は、登録員が次の各号のいずれかに該当するときは解任することができる。

- (1)登録員から退任の申し出があったとき。
- (2)登録員としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3)登録員が属する推進団体から脱退したとき。
- (4) 登録員が属する推進団体が解散したとき、若しくは認定を取り消されたとき。
- 2 登録員は、登録員の要件を満たさなくなったとき若しくは前項各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録員証明書及び腕章を市長に返却しなければならない。

(登録員の知識の習得)

第12条 市長は、登録員が簡易除却に関する知識を習得できるよう必要な措置を行う。

(簡易除却活動の手続及び方法)

第13条 登録員は次の手続き及び方法により簡易除却を行うものとする。

- (1)登録員証明書を携帯し、かつ、腕章を着用すること。
- (2) 簡易除却活動は2名以上で行うこと。
- (3) 簡易除却活動地域は、本市域内とする。
- (4) 簡易除却活動は、認定書に記載している活動内容に基づいて行うこと。ただし、これによりがたいときは、事前に路上違反広告物除却連絡票(様式第9号)を市長に提出し、承認を得ること。
- (5)登録員は、関係法令並びに市長の指示に従うこと。
- 2 登録員は、路上違反広告物を掲出したものとの争い等除却活動において問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、速やかに市長に連絡すること。
- 3 推進団体は、活動中に事故等が発生した場合には、速やかに事故発生報告書(様式第10号)を市長に提出すること。
- 4 推進団体は、簡易除却で除却した広告物を本市が引き継ぐまでは、一時保管すること。
- 5 推進団体の代表者は、活動した月の翌月の10日までに実施結果を路上違反広告物除却完了報告書(様式第11号)により市長に報告すること。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

| | | -:- | - : | - : | |
|------------|-----|-----|-----|-----|--|
| | 19 | | | | |
| 10 LL 15 D | 100 | | | | |
| 安尔香方 | | 9 | 9 | - 1 | |
| 又门田 7 | | 19 | 9 | | |
| | | 19 | | | |
| | | | | | |

| 路上違反広告物追放推進団体 認定申請書(新規·継続) | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------------|-------|------|-----------|----|------|------|--|
| (あて先 |)福岡市長 | | | | 年 | 月 | 日 | |
| | | (申請者) | 団 体 | 名 | | | | |
| | | | 代表者氏 | 名 | | | | |
| | | | 代表者伯 | 上所 | | | | |
| | | | 電話番号 | <u>1.</u> | | | | |
| | 岡市路上違反広 違反広告物追放 | | | | | 、下記(| のとおり | |
| | | | 記 | | | | | |
| 1 | 主な活動地域 | 福岡市 | 区 | | | | | |
| 2 | 登録員数 | , | 名_ | | | | | |
| 3 | 活動予定日時 | 毎月第 | 曜日 | 時 | 分~ | 時 | 分 | |
| | | 毎週 | 曜日 | 時 | 分~ | 時 | 分 | |
| | | 毎日 | | 時 | 分~ | 時 | 分 | |
| | | その他(| | | | |) | |
| 4 | 除却した広告* 保管場所 | | 区 | | | | | |
| 5 | 添付図書 | 登録員名 | 簿(様式 | 第2号) | | | | |

| 241 | 室 | 長 | 係 | 長 | 係 | 員 | 認立 | ħr. | В | ロかた |
|---------|---|---|---|---|---|---|----|-----|---------|-----|
| 決 | | | | | | | 定 | 牛 | 月 | 日から |
| 裁 | | | | | | | 期 | 年 | 月 | 日まで |
| 0,000 0 | | | | | | | 間 | 150 | 04// 16 | 0 0 |

上記団体を登録してよろしいか。

登録員名簿

団体名

| 番号 | 氏 名 | 住 所 (市外居住者は勤務先、在学先を記載) | |
|----|-----|---------------------------|-----|
| | | | □新規 |
| | | 区 | |
| | | <u> </u> | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| Ĭ | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |
| | | | □新規 |
| | | 区 | □継続 |
| | | | □退任 |

上記内容に相違ありません。

また、上記登録員希望者は18歳以上であることに相違ありません。

年 月 日

代表者氏名

認定番号

年 月 日

路上違反広告物追放推進団体 認定書

団体名

代表者名

様

福岡市長

印

年 月 日に申請のあった路上違反広告物追放推進団体の認定については、福岡市路上違反広告物追放登録員設置要綱の規定に基づき下記のとおり認定します。

記

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 活動内容
 - (1) 主な活動地域
 - (2) 活動予定日時
- 4 登録員 別紙のとおり
- 5 認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

〈注意事項〉

次の各号に定める内容に変更があった場合には、すみやかに所定の届出 を行ってください。

- (1) 代表者に変更があったとき
- (2) 活動内容に変更があったとき
- (3) 登録員に変更があったとき
- (4) 団体が解散若しくはその活動をやめようとするとき

路上違反広告物追放推進団体変更届 年月月日 (あて先)福岡市長 (申請者)団体名 代表者氏名 代表者住所 電話番号 認定番号 認定番号 福岡市路上違反広告物追放登録員設置要綱の規定に基づき、登録内容に変更が生じたため、下記のとおり変更を届け出ます。記

| 1 | 変更 | 勺 容 | Z (| 口に | してくだ | さい |) | |
|---|------|--------------|------------|-----|-------|---------------|------|-------|
| | 代 表 | 者 | (旧) |) | | \rightarrow | (新) | |
| | 登 録 | - 員 | (旧) |) | 名 | \rightarrow | (新) | 名 |
| | 活動内容 | - 容等 - | (旧) |) | | | | |
| | | <u></u> | (新 |) | | \ | | |
| 2 | 添付書 | 類 | 登録員 | 名簿。 | (様式第2 | 号) | ※追加・ | 退任の場合 |

| \$ 4 | 室 | 長 | 係 | 長 | 係 | 員 |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|
| 決 | | | | | | |
| 裁 | | | | | | |
| | | | | | | |

| 路上違反広告物追放推進団体 廃止届 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|------|------------|----------|-----|------|---|--|--|--|
| | | | | 年 | 月 | 日 | | | |
| (あて先) 福岡市長 | | | | | | | | | |
| (届出団体) | 団体 | 名 | | | | | | | |
| | 代表者氏 | :名 | | | | | | | |
| | 代表者住 | 所 | | | | | | | |
| | 電話番 | · 号 | | | | | | | |
| | 認定番 | 子号 | | | | _ | | | |
| 下記のとおり、福岡 廃止したので届け出る | | 定反広告。 記 | 物追放推 | 進団体 | の活動を | 2 | | | |
| 1 認定期間 | 年 月 | 日 | ~ | 年 | 月 | 日 | | | |
| 2 廃止の日 | 年 | 月 | <u> </u> | | | | | | |
| 3 廃止理由 | | | | | | | | | |
| 室 長 係 長 | 係 員 | | | | | | | | |
| 裁 | | | | | | | | | |

No.

登 録 員 証 明 書

氏 名

上記の者は、福岡市路上違反広告物追放登録員であることを証明する。

年 月 日

福岡市長印

有効期限 年 月 日

様式第7号



福岡市路上違反広告物追放登録員

| 10 M-1000 | 录員証明書 Σ付申請書 |
|-----------------------------|-------------------|
| | 年 月 日 |
| (あて先) 福岡市長 | |
| | (申請者) 団体名 |
| | 氏名 |
| | 登録番号 |
| | |
| 下記のとおり、登録員証明 再交付をお願いします。 | 月書を(紛失・毀損)したので、 |
| | 記 |
| 1 紛失(毀損)年月日 | 年 月 日 |
| 2 紛失(毀損)した理由 | |
| | |
| 上記のとおり相違ありません | ので、再交付をお願いします。 |
| 年 月 日 | |
| 代表者 | 氏名 |
| 宝 長 係 長 係 長 | |
| #7 | |

路上違反広告物除却活動 連絡書

| 推進 | 認定番号 | | | | |
|-------------------|------|---|------|-------|-----|
| 団体 | 団体名 | | | | |
| `±\4\\\\ \\\\ | 登録番号 | : | | | |
| 連絡者 | 氏名 | | | | |
| 除却日時 | | 年 | 月 | 日 時から | 時まで |
| 除却場所 | | | 従事者数 | | |
| 除却物件 と 掲出状況 | | | | | |
| 受付日時 | 年 月 | | 受付者 | | |

| | 室 長 | 係 長 | 係 員 |
|---|-----|-----|-----|
| 決 | | | |
| | | | |
| 裁 | | | |
| | | | |

福岡市路上違反広告物追放登録員設置要綱第13条第1項第4号に基づき、 上記のとおり、登録員の除却活動について、 承認してよろしいか。

事 故 発 生 報 告 書

| 事故発生 日時 | 年 月 日(曜日) 時 分頃 |
|------------|---|
| 事故発生 場所 | |
| | 氏名 登録 番号 |
| 事故 当事者 | 住所 |
| | 電話 |
| けがの箇所 | |
| 入院の有無 | |
| 病院 | 病院名 病院名 住 所 住 所 電 話 電 話 |
| 治療期間 | 年月日~ 年月日 ・治療中年月日~ 年月日 ・治療中 |
| 事故状況 | |
| | 氏名 登録 番号 |
| 証明 | 住所 |
| HTT >1 | 電話 |
| | 路上違反広告物追放登録員の活動中の事故であることを証明します。 |
| 調査者 | |
| 室 長 | 長 係 長 係 員 |
| 裁 | |

年 月 日

路上違反広告物 除却完了報告書

| (あ` | て先) 福岡市長 |
|---------------------|--|
| | 団 体 名 |
| | |
| しま [・] | <u>年 月分</u> の路上違反広告物除却実施結果を下記のとおり報告 す。 |
| | 記 |
| 1 1 | 作 業 日 数 |
| 2 3 | 延べ従事者数人 |
| 3 | 除 却 枚 数 はり紙 枚 はり札 枚 立看板 枚 ※ 1~3の詳細を(裏面)に記入して下さい。 |
| 4 | 除却物件の回収(□に ☑ してください) □ 回収を希望する [希望日: 月 日() 午前 · 午後] ※回収日は、作業した月の翌月の希望日を記載してください。 □ 今月分の回収は希望しない |

(裏面)

| [[本土]] 口 | | 種別除却数 | | 公中本粉 | |
|----------|------|-------|-----|------|------|
| 除却日 | 除却場所 | はり紙 | はり札 | 立看板 | 従事者数 |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |

| | 活動日数 | 除却計 | はり紙 | はり札 | 立看板 | 従事者数 |
|----|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 月計 | | | | | | |
| 2 | 日日 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 人 |

屋外広告物法(抜粋)

(定義)

- 第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という)の設置を行う営業をいう。

(違反に対する措置)

- 第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられ た者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期 限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条 から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは 委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているはり札、その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ)広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗〔これを支える台を含む〕をいう。以下この項において同じ)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これらに類する広告物又は掲出物件〔これを支える台を含む〕をいう。以下この項において同じ)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては、第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当る場合に限る。
 - ①条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
 - ②管理されずに放置されていることが明らかなとき。

(除却した広告物等の保存、売却又は廃棄)

- 第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、 又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。 ただし、除却し又は、除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りではない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者、その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が減失し、若しくは破損する恐れがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価格に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - ①前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間
 - ②特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例に定める期間
 - ③前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件

2週間以上で条例で定める期間

- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価格が著しく低い場合において、 同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受 人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、 保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべ き広告物又は掲出物件の所有者等(前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む)に負担 させることができる。
- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管 した広告物又は掲出物件(第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同 じ。)を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物 又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

お問い合わせ・申請先

住宅都市局都市景観室

電話 092-711-4395 Fax 092-733-5590 住所 〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1(市庁舎4階)

E-mail toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市の屋外広告物に関する情報は、 福岡市ホームページをご覧ください。 http://www.city.fukuoka.lg.jp/

福岡市屋外広告物

検索

この手びきも掲載しています。

福岡市 路上違反

検索

福岡市 屋外広告物の手びき 【路上違反広告物追放登録員(市民ボランティア)制度】 令和3年4月版